

第三者評価受審意向調査

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

栃木県における第三者評価事業の課題を整理し、今後の受審の促進を図ることを目的として本調査を実施することといたしました。是非ご協力をお願いいたします。

【対象：全ての福祉サービス事業所 FAX又はメールでご回答ください。締め切り **9月15日(木) 必着**】
【送付先：FAX028-622-2316 / E-mail info@tfhs.jp】

問1.貴事業所の第三者評価受審状況についてお聞きします。(1つに○)

設置主体： 公立 ・ 社会福祉法人 ・ NPO法人 ・ 営利法人 ・ その他 ()
事業分野： 高齢者福祉 ・ 障害者福祉 ・ 児童福祉 ・ その他 ()
第三者評価受審回数： 3回以上 ・ 2回 ・ 1回 ・ 受審していない

問2.第三者評価の受審にあたって、最も懸念することは何ですか。(複数回答可)

1. 職員への説明・理解
2. 受審費用の工面
3. 準備に手間暇がかかること
4. 効果やメリットが見えないこと
5. 評価の妥当性が担保されていないこと
6. 評価の公平性が担保されていないこと
7. その他

具体的には：

問3.今後、第三者評価を受審しようと思いませんか。(1つに○)

1. 次年度に受審予定
2. 2～3年以内に受審したい
3. いずれ受審したい
4. 受審する考えはない

具体的な理由：

問4.第三者評価の受審にあたり、評価機関へ何を求めますか。(複数回答可)

1. 公平・公正な評価
2. 評価実績の多さ
3. 所属する評価調査者の力量
4. 受審料の安さ
5. その他

具体的には：

問5.第三者評価が「利用者のサービスの選択」に役立つためには、どのような取り組みが必要と思われますか。

(複数回答可)

1. 評価項目を見直し、利用者が知りたい情報を入れる
2. 利用者調査を公表する
3. 評価の開始から公表に至る期間を決める（タイムリーな評価を目指す）
4. 地域包括支援センター等の相談機能を持つ窓口で地域の事業所の評価結果を配架する
5. 第三者評価事業をマスコミ等影響力がある媒体でPRする
6. 市民向けのシンポジウムなどを開催する
7. 「サービスの選択に資する」ことを評価結果に期待すること自体が難しい
8. その他

具体的には：

問6.全国的に第三者評価の受審数が少ないことが課題になっていますが、受審を促進するためにはどのような方法が必要と思われますか。（複数回答可）

1. 社会的養護関係施設第三者評価事業のように全国的な推進組織を再編し、推進体制を強化する
2. 「内容評価のみ」など、評価項目を特化して受審できる仕組みを作る
3. 事業所の規模や種別に応じた受審費用の仕組みを作る
4. 事業者・経営者の業界団体に受審の意義を働きかける
5. 受審を促進するためのインセンティブを強化する

どのようなインセンティブが望まれますか：

問7.その他、本県の第三者評価の推進に関して、ご意見・ご要望などがあればお聞かせください。

御協力ありがとうございました。

本調査票は機構ホームページからダウンロードできます。

<http://www.tfhs.jp>